

釜石保健所長告示第4号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第149条の19第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成20年5月13日

釜石保健所長 菅原 智

介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0311110597	せいてつ記念病院	はまゆり訪問リハビリ ステーション	釜石市小佐野町四丁目3番7号	平成20年3月1日